

ブロック塀等撤去費補助金 手続きの流れ

① 交付申請

施工業者との契約前に、申請書に撤去するブロック塀等の設置場所の地図、撤去予定箇所の分かる位置図と写真、撤去に要する経費の内訳がわかる業者見積書の写し（撤去したブロック塀等の処分に要する経費も対象）を添付し、住宅課に提出してください。

補助対象は、道路に面しているブロック塀等とし、道路とは、不特定多数の者が利用できる道路を指します。撤去する塀に道路に面しない部分がある場合、その箇所は対象になりません。

② 交付決定

市職員が現地を確認し、適当と認めた場合、交付決定書を送付します。

③ 撤去工事

施工業者と契約し、撤去工事を実施します。

申請時と工事内容に変更が生じた場合は変更承認申請書、工事を中止する場合は中止届を提出してください。

④ 完了報告

撤去工事が完了したら住宅課に完了実績報告書を提出します。

撤去工事費の領収書の写し、ブロック塀等の撤去後の写真、撤去したブロック塀等の処分方法を明示した書類を忘れずに添付してください。

⑤ 交付確定

住宅課から補助金交付額確定通知書が届きます。

⑥ 補助請求

住宅課宛に補助金支払請求書を提出し交付確定額を請求してください。

20日程度で補助金が交付されます。